からてどうけんしょうこども空手道憲章

こうえきざいだんほうじんぜんにほんからてどうれんめい公益財団法人全日本空手道連盟

だいいちじょう もくてき 第一条 (目的)

からてどう ひ せ しんしん れんま つう きょうじん 空手道は、日々の心身の練磨を通じて強 靭 なからだを鍛え、人格を磨き、心身ともに立派 せいしょうれん いくせい な青 少年を育成することを目的としています。

だいにじょう こころがま第二条 (心構え)

空手道の修行をする人は、空手道の精神を正しく理解し、礼節、正義感、道徳心、克己、勇気の五つの資質を身につけ、向上させるよう努力しなければなりません。

第三条 (稽古)

精古をするときは、先生の教えや礼儀を守り、基本を大切にして、技だけではなく心技体 の向上を目指して修練に励みます。

第四条 (競技)

きょうぎゃぇんぶ 競技や演武では、ふだん練磨した心技体の成果を出しきってがんばります。

(名で、かた、きょうぎ 組手 (形) 競技では勝ち負けや結果だけにこだわらず、審判の指示やルールをよく守り、 常に節度ある真剣な態度で競技します。

がこじょう けいこば第五条(稽古場)

精古場 (道場、体育館等) は、技を磨き、心と体をきたえる場所であることを忘れず、礼儀 で法を守り、規律を保つとともに、静粛・清潔・安全が維持できるよう心がけます。

だいろくじょう なかま第六条 (仲間)

稽古場の仲間を大切にして、お互いに協力し、励ましあいながら厳しい稽古に耐え、楽しく修行し、さらに多くの仲間をつくります。稽古場では自己責任やフェアプレーの精神を身につけ、自分本位にならず、仲間に対する思いやり、優しさ、感謝する心を養い、ともに成長することが大切です。